イ　管理の考え方

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を実施する。

⑷　指定管理鳥獣

ア　対象種

指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）として、環境省令で定めるものとする。

国は、全国的に生息数が増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の生息状況、当該鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況等について、都道府県の調査結果から情報を収集し、動向を把握し、全国的な観点から評価を行い、指定の必要性を判断して、適切な時期に指定管理鳥獣の指定及び見直しを行う。

イ　管理の考え方

指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進する。

都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。また、都道府県は、生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施する。さらに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のための捕獲対策との整合を図る。

国は、全国的な視点から指定管理鳥獣の管理の目標を設定する。また、国の機関が、自らが管理する区域内で、自らの業務の遂行上必要があると認める場合においては、国自ら捕獲等を行うこととし、必要に応じて、都道府県が作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

⑸　一般鳥獣

ア　対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

イ　保護及び管理の考え方

全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。例えば、地域的に著しい被害を及ぼしているニホンザル、ニホンカモシカ等については、科学的・計画的な保護又は管理を実施するため、特定計画に基づく保護又は管理を図る必要がある。また、全国的な観点からは希少鳥獣には指定されていないが、地域的に絶滅のおそれのある個体群がある場合や、各都道府県のレッドリストに掲載されている種については、捕獲許可の基準の設定や鳥獣保護区の指定の際に、きめ細かく配慮していく必要があるとともに、必要に応じて特定計画に基づく保護又は管理を図る。

2　鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方

⑴　広域的な鳥獣の保護及び管理の考え方

３以上の都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保護又は管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合がある。この場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣の保護又は管理に係る取組事例を踏まえ、以下のとおり、広域的な保護又は管理の方向性を示す指針（以下「広域指針」という。）の作成に努める。

ア　広域指針の作成及び見直し

広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に関係する行政機関、団体等が連携して、広域協議会を設置して作成及び見直しをする。

広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な鳥獣保護管理事業を実施する。

イ　広域協議会の設置

広域指針の作成に当たって設置する広域協議会は、対象とする地域個体群の分布域に関係する都道府県、関係省庁、利害関係者、自然保護団体等の鳥獣保護管理事業の実施に必要な関係機関及び関係者により構成されるように努める。なお、行政機関については、鳥獣行政部局だけでなく、農林水産行政部局のほか、必要に応じて河川行政部局等も参加する。

ただし、カワウ等のように、行動域が広く、地域個体群の分布域を示すことが難しいものについては、各地方ブロック等を広域協議会設置の単位とする。

ウ　科学的及び順応的管理の推進

広域協議会は、対象地域個体群の動向等についての科学的知見を集積し、特定計画等の実施成果等を踏まえて必要に応じて広域指針の見直しを行う。

広域協議会は、必要に応じて、鳥獣の生態や保護及び管理、生息環境、鳥獣被害対策等に関する専門的知見を有する者で構成された科学委員会を設置する。科学委員会は、関係都道府県や研究者等により集積された対象種の地域個体群に関する情報を整理し、地域個体群の鳥獣の生息状況や被害状況等に大きな変化が生じた場合には、広域協議会の行う広域指針の作成及び見直しについて助言を行う。

エ　広域指針の記載項目

広域指針には、以下の項目を必要に応じて記載する。

1)　広域的な保護又は管理の目的及び背景
2)　保護又は管理すべき鳥獣の種類
3)　広域指針の期間
4)　広域指針の対象地域
5)　広域的な保護又は管理の目標（①現状、②保護又は管理の目標、③目標を達成するために必要な広域的かつ整合の取れた連携施策の考え方、④対象地域内における区域ごとの目標設定（ゾーニング等））
6)　広域的な保護又は管理における特定鳥獣の保護又は数の調整に関する事項
7)　広域的な保護又は管理における生息地の保護及び整備に関する事項
8)　広域的な保護又は管理における被害防除対策
9)　広域的な保護又は管理におけるモニタリング及びフィードバック
10)　その他広域的な保護又は管理のために必要な事項（①広域的な実施体制（広域協議会の体制等）、②特定計画及び都道府県協議会について、③普及啓発、④その他）

⑵　保護について特に配慮が必要な鳥獣

半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が少ない又は減少しているものについては、都道府県による第一種特定鳥獣保護計画の作成及び実施により、きめ細かな保護に努める。